

令和元年 5 月 28 日

第 6 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和元年5月28日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員5名) 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員 中村委員  
笹岡委員  
(推進委員8名) 青木委員 森田委員 谷脇(督)委員 森光委員  
鍋島委員 中平委員 谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (農業委員3名) 市川会長 山口委員 谷脇(裕)委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 坂本次長  
橋本係長
6. 議案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他 報告事項(1) 農地の時効取得について

開会宣言	中西職務代理者 只今から令和元年第 6 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第 6 回の総会です。よろしくお願いいたします。本日は市川会長、5 番山口委員、13 番谷脇委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。 本日は会長欠席により、議事進行を会長職務代理者である中西委員にお願いします。
議 長	中西職務代理者 先ほど局長から報告がありましたように、会長が検査入院と言うことで、急遽私が本日の進行を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。 本日は議案第 3 号迄でございます。慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようございましたら、いつものように指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議なし) 多数。
議事録署名	中西職務代理者 ご異議なしと言うことですので、本日の議事録署名人は 10 番 中平委員、15 番 市川委員よろしくお願いいたします。
議 長	中西職務代理者 それでは日程第 2 の議事に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 1 号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  (1)申請者 住所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 1 件 (2)申請受理面積 畑 9.91 m <sup>2</sup> 合計 9.91 m <sup>2</sup>  番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市吾井郷字牛王ノ谷乙 1224 番

	土地の表示	地目 畑 面積 9.91 m <sup>2</sup>
	事由	昭和 30 年月日不詳、申請地に隣接している同乙 1225 番、1226 番の宅地への進入路として使用しており、非農地化している。
	確認委員	堅田 良明 谷脇 督央
議 長	中西職務代理者	それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。
意 見	2 番 堅田委員（農業委員）	申請地は、〇〇〇近くの〇〇〇〇の裏手を入った民家のつきあたりです。隣接している宅地への進入路として使用しており、問題はないと思われます。
審 議	中西職務代理者	以上ですが、この件について何かご質問ないでしょうか。ないようでしたら、どなたかこの件についてご意見をお願いします。
意 見	10 番 中平委員（推進委員）	原案承認
審 議	中西職務代理者	はい、原案承認ということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。	
議 長	中西職務代理者	ご異議がないようございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。どうもありがとうございました。 続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規

	<p>定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住 所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 111 m<sup>2</sup> 合計 111 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字百々川乙 792 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 72 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 同 乙 797 番 1 (持分 2 分の 1)</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 26 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 同 乙 797 番 2 (持分 2 分の 1)</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 13 m<sup>2</sup></p> <p>合計 3 筆</p> <p>面積 (m<sup>2</sup>) 111 m<sup>2</sup></p> <p>事由 交換</p> <p>耕作面積 (a) ○○ a</p> <p>稼働力 (人) ○/○</p>
議 長	<p>中西職務代理者</p> <p>それでは、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>坂本次長</p> <p>それでは補足説明をします。</p> <p>番号 1 番の申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>内容については、譲渡人から譲受人へ、農地と原野の交換により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在○○ a ですので、下限面積は上回っております。</p> <p>許可後は対象地において、シキミの栽培を行うとのことですので。</p> <p>それでは、番号 1 番の申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械</p>

	<p>の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積は、問題ありません。</p> <p>第6号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。</p>
議 長	<p>中西職務代理者</p> <p>それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p>
意 見	<p>4番青木委員(推進委員)</p> <p>この申請地は〇〇と言う所でかなり奥へ入ります。申請人である〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんとの間で、農地と原野の交換と言うことで特に問題はないと思われます。</p>
審 議	<p>中西職務代理者</p> <p>お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>8番森光委員(推進委員)</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 1件、先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。</p>
審 議	<p>中西職務代理者</p> <p>別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
採 決	<p>農業委員(異議なし)多数。</p>
議 長	<p>中西職務代理者</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとのことですので、許可を与えることと決定いたします。</p>

	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>																								
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和元年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>																								
議長	<p>中西職務代理者</p> <p>それでは補足説明をお願いします。</p>																								
補足説明	<p>橋本係長</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和元年度第 1 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和元年 5 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 31-4</p> <p>利用権設定等を受ける者</p> <p>住所氏名 ○○○○○ ○○○○</p> <p>農作業従事日数 320 日</p> <table data-bbox="384 1323 1114 1547"> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>4154 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>614 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計農地面積</td> <td>4768 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農作業従事者</td> <td>農業専従者 ○名</td> </tr> </table> <p>(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <table data-bbox="384 1659 1187 1787"> <tr> <td>利用権の設定を受ける者</td> <td>○○○○</td> <td>生年月日</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>利用権の設定をする者</td> <td>○○○○</td> <td>生年月日</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(○)○○○○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.通作距離 20～30 km</li> <li>2.権利の種類 賃借権設定（期間借地）</li> <li>3.借受人の分類 個人 その他</li> </ol>	経営耕地面積	農地	4154 m <sup>2</sup>	利用権設定等面積	農地	614 m <sup>2</sup>		合計農地面積	4768 m <sup>2</sup>		農作業従事者	農業専従者 ○名	利用権の設定を受ける者	○○○○	生年月日	○○○○	利用権の設定をする者	○○○○	生年月日	○○○○		(○)○○○○		
経営耕地面積	農地	4154 m <sup>2</sup>																							
利用権設定等面積	農地	614 m <sup>2</sup>																							
	合計農地面積	4768 m <sup>2</sup>																							
	農作業従事者	農業専従者 ○名																							
利用権の設定を受ける者	○○○○	生年月日	○○○○																						
利用権の設定をする者	○○○○	生年月日	○○○○																						
	(○)○○○○																								

- 4.貸付人の分類 個人  
 5.中核農家の該当の有無（借受人） 有  
 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望  
 7.経営規模（農地面積） 借人 0.3~0.5ha 貸人 不耕作  
 8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内東分字チウセン 1902 番 1  
 現況地目 田 面積 614 m<sup>2</sup>  
 設定する利用権 内容 シシトウ  
 期間 令和元年 6 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日 10 年  
 借賃 ○○  
 借賃の支払方法 ○○○  
 利用権の種類 賃借権  
 当事者間の法律関係 賃貸借  
 利用権を設定する者以外の権限者等  
 ○○○○○ ○○○○  
 ○○○○○ ○○○○

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

受付番号 31 - 4 ですが、借受人の主たる経営作物はシシトウで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は第 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意について、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者は 4 名、うち 3 名の同意を得られており、対象農地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていることから、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 1 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。



議 長	中西職務代理者 この件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
意 見	10 番 中平委員（推進委員） 議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。 今回、十分な審議をした結果、承認したいと思います。
審 議	中西職務代理者 十分な審議の結果、特に問題もないので、承認し答申をすることにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西職務代理者 別に問題もないようですので、議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することとし答申したいと思います。 続きまして、報告事項（1）、農地の時効取得についてを議題といたします。
議案説明	国広局長 報告事項（1）、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。 令和元年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1)申請者 住所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 1 件 (2)申請受理面積 畑 152 m <sup>2</sup> 合計 152 m <sup>2</sup>  番号 1 権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○ 義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内西分字ハリギ 307 番 土地の表示 地目 畑 面積 152 m <sup>2</sup> 事由 登記原因日付 平成 3 年 11 月 8 日 時効取得受付 平成 31 年 4 月 8 日
議 長	中西職務代理者 ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

そ の 他  閉会宣言	<p>以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。</p> <p>事務局より須崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についての説明後、協議</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第 6 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 50 分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">10 番</p> <p style="text-align: center;">15 番</p>
-------------------	---